

公的研究費取扱規程（内規）

平成29年9月1日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本数学検定協会（学習数学研究所）（以下「研究所」という。）における公的研究費の取扱いについて、適正に運営および管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人その他これに準ずる機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、研究所の研究職職員その他の公益財団法人日本数学検定協会（以下「本協会」という。）の公的研究費の運営および管理に係るすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求にかかる取引業者への預け金、実体のない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本協会の諸規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

（責任と権限）

第3条 研究所の公的研究費を適正に運営および管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

（1）最高管理責任者は、本協会全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

（2）統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究所長または所長を代行する職責のある者をもって充てる。統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、この規程に基づき、本協会全体の具体的な不正使用防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

（3）コンプライアンス推進責任者は、研究所における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、研究所運営部門長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次に掲げる業務を行う。

ア 不正使用対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。

イ 不正使用防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 研究者等が、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリング（監視）し、必要に応じて改善を指導する。

（４）最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（相談窓口等の設置）

第４条 本協会における公的研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。相談窓口は研究所運営部門とする。ただし、相談の内容によっては、必要に応じ経理部との連携を図ることとする。

２ 相談窓口は、本協会における公的研究費に係る事務処理手続きおよび使用ルールに関する本協会内外からの問い合わせに対応し、本協会における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

（行動規範）

第５条 不正使用を防止するため、研究者等の行動規範を別に策定する。

（研修会等）

第６条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

（誓約書）

第７条 研究者等は、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

（１）研究所の規則等を遵守すること。

（２）不正使用を行わないこと。

（３）規則等に違反して、不正使用を行った場合は、本協会や公的研究費の配分機関による処分および法的な責任を負担すること。

２ 前項の誓約書が提出されない場合は、公的研究費の運営および管理に関与することができないものとする。

（調査委員会）

第8条 不正使用があった場合または不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程（内規）（以下「不正使用に係る調査等取扱規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、就業規則および不正使用に係る調査等取扱規程に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて取扱うものとする。

（不正使用防止推進委員会の設置）

第9条 本協会の公的研究費を適正運営および管理する組織として、最高管理責任者の下に不正使用防止計画の推進委員会（以下、「不正使用防止推進委員会」という。）を設置する。

2 不正使用防止推進委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- （1）最高管理責任者
- （2）統括管理責任者
- （3）コンプライアンス推進責任者
- （4）経理部長
- （5）その他、最高管理責任者の指定した者

3 不正使用防止推進委員会は、不正使用防止計画の推進を担い、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）公的研究費の運営・管理に係る実態の把握および検証に関すること。
- （2）関係部署と協力し、不正使用発生要因の排除・改善策を講ずること。
- （3）その他、不正使用防止計画の推進について必要な事項に関すること。

4 不正使用防止推進委員会の事務局を経理部に置く。

（取引業者への対応）

第10条 統括管理責任者は取引業者にこの規程を含む本協会の規則等を説明し、これを遵守させるとともに、本協会が定める基準に該当する取引業者に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- （1）本協会の規則等を遵守し、不正使用に関与しないこと。
- （2）内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- （3）不正使用が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- （4）研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には、次条の通報窓口へ通報すること。

2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正使用に関与した取引業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(受付窓口の設置)

第11条 研究所における不正使用に対応できるようにするため、受付窓口を置く。受付窓口は研究所運営部門とする。

2 受付窓口は、不正使用に係る通報を受け付けた後、すみやかに不正使用防止推進委員会事務局へ連絡する。

(監査体制)

第12条 公的研究費の運営・管理に関して、案件毎に年1回の監査を行う。監査は、内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として公的研究費の交付を受けていない部門が実施する。

(モニタリングの実施)

第13条 経理部は、公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、監事、監査を担当している公認会計士または監査法人と、適宜、情報や意見の交換等を行い、実効性のあるモニタリング（監視）に努めるものとする。

(研究データの保存)

第14条 研究者は研究データを記録媒体に記録し、研究機関に提出しなければならない。研究機関は研究終了後10年間これを保存しなければならない。

2 この研究データの開示を求められた場合は必要に応じて開示しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は理事長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年9月1日より施行する。

公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する通報窓口について

「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規程（内規）」、「研究不正行為に係る調査等に関する取扱規程（内規）」に基づき、公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為の受付窓口を設置しましたので、お知らせします。

<公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為の通報窓口>

公益財団法人日本数学検定協会（学習数学研究所）運営部門

住所：〒110-0005 東京都台東区上野 5-1-1 文昌堂ビル 6階

TEL：03-5812-8340

FAX：03-5812-8346

E-mail: info-research@su-gaku.net

*留意事項

通報にあたっては、次の事項について確認させていただきます。

1. 通報者の氏名・連絡先
2. 研究費の不正使用または研究不正行為を行った者の氏名
3. 研究費の不正使用または研究不正行為の様態
4. 不正とする根拠
5. 使用された研究資金等の名称等

なお、調査にあたって通報者に協力を求める場合があります。通報又は情報提供を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けないよう十分配慮いたします。

また、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者氏名の公表、懲戒処分、刑事告発などの必要な措置をとることを申し添えます。

以上